

東京都北区ウクライナ避難民に対する一時支援金支給実施要綱

4北総総第1806号令和4年5月27日 区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、ロシアのウクライナへの侵攻に伴い、ウクライナから避難を余儀なくされた方の北区における当面の生活・暮らしを支援するため支給する東京都北区ウクライナ避難民に対する一時支援金（以下「支援金」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象世帯)

第2条 支援金の支給を受けることができる世帯（以下「支給対象世帯」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす世帯とする。

- (1) ロシアがウクライナに侵攻した令和4年2月24日以後にウクライナから出国した者（日本国籍の者を除く。以下「ウクライナ避難民」という。）を含む世帯であること。
- (2) 区長が第7条の規定により支援金の支給を決定する時点において、東京都北区（以下「北区」という。）内に住民登録をしている者で構成された世帯であること。
- (3) 他の市区町村において、同様の趣旨の給付金等の支給を受けていないこと。

(支給額等)

第3条 支援金の支給額は、1支給対象世帯につき150,000円（ウクライナ避難民の人数が2人以上の場合は、1人を超える人数につき50,000円を加えた額）とする。

- 2 既に支援金の支給を受けている世帯にウクライナ避難民が新たに属することとなった場合における当該ウクライナ避難民に係る支援金の支給額は、前項の規定にかかわらず、当該ウクライナ避難民1人につき50,000円とする。

(受給権者)

第4条 支援金の受給権者は、支給対象世帯の世帯主とする。

(支給の方式)

第5条 支援金の支給を受けようとする世帯の世帯主は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を、次条第2項に定める期限までに、区長に提出するものとする。

- (1) ウクライナ避難民に対する一時支援金支給申請書（第1号様式）
 - (2) その他区長が必要とする書類等
- 2 申請書等の提出は、窓口への持参又は別に定める送付先への郵送により行うものとする。
 - 3 支援金の支給は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 区長の指定する場所において現金を渡す方法
- (2) 支給対象世帯の世帯主の金融機関の口座に振り込む方法
(受付開始日等)

第6条 申請書等の提出の受付を開始する日（以下「受付開始日」という。）は、区長が別に定める日とする。

- 2 申請書等の提出期限は、支給対象世帯におけるウクライナ避難民が北区に住民登録をした日の翌日から起算して2月を経過した日とする。
(支給の決定)

第7条 区長は、第5条第1項の規定により提出された申請書等を受け付けたときは、速やかに内容を確認の上、支援金の支給の可否を決定し、ウクライナ避難民に対する一時支援金支給・不支給決定通知書（第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による支援金の支給の決定は、支給対象世帯におけるウクライナ避難民1人につき1回に限るものとする。
- 3 第1項の規定により支援金の支給の決定の通知を受けた者は、当該通知を受けた日から30日以内にウクライナ避難民に対する一時支援金請求書（第3号様式）により、支援金の支給を区長に請求するものとする。
(不当利得の返還)

第8条 区長は、前条第1項の規定による支給の決定（以下「支給決定」という。）を受けた者が支給要件に該当しないことが判明した場合又は偽りその他の不正の手段により支給決定を受けたことが判明した場合は、支援金の支給決定を取り消すものとする。

- 2 区長は、前項の規定により支給決定を取り消した場合には、支給決定を取り消された者に対して、期限を定めて、支援金の返還を命ずるものとする。
(その他)

第9条 この要綱の実施のために必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年5月30日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に北区に住民登録をしたウクライナ避難民に対する第6条第2項の規定の適用については、同項中「北区に住民登録をした日の翌日」とあるのは、「この要綱の施行の日」とする。

付 則 (令和8年3月16日副区長専決7北総総第5569号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。